

「JNLA登録の一般要求事項」の改正要旨

認定センターJNLA事務局

1. 改正理由

JNLA 標章付き試験証明書に下請負契約を結んだ他の登録試験事業者(以下「下請負契約者」という。)によって行われた試験結果を含める場合の条件の一つとして、「下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいる旨を試験証明書のJNLA標章を付した頁に明確に記載すること」と定められている。また、JNLA 標章付きの試験証明書に登録範囲外の試験結果を含める場合も同様に、「登録範囲外の試験結果を含んでいる旨を試験証明書の標章を付した頁に明確に記載すること」と定められているところ。

しかし、試験証明書は複数のページに渡るものが多々あり、また事業者によっては全てのページにJNLA標章を付していることがあり、その場合、全てのページに上述の説明を記載する必要があることになるが、ページによってはこれら下請負契約者や登録範囲外の試験結果を含まない場合も想定され、逆に混乱を起こす可能性がある。

このため、複数頁にわたる試験証明書であって、全頁にJNLA標章が付されている場合にあっては、1頁目及び下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいる頁のみにその旨を記載すれば良いこととする特例を追加する。

2. 主な改正内容

①Ⅰ. 5.10.6 の、下請負契約者によって行われた試験結果を含める場合の条件①に、「但し、複数頁にわたる試験証明書であって、全頁にJNLA標章が付されている場合にあっては、1頁目及び下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいる頁のみにその旨を記載すれば良いこととする。」を追加

②Ⅱ. 1. 3. 1 試験証明書への標章の使用の、JNLA標章付きの試験証明書に登録範囲外の試験結果を含める場合の条件①に、「但し、複数頁にわたる試験証明書であって、全頁にJNLA標章が付されている場合にあっては、1頁目及び登録範囲外の試験結果を含んでいる頁のみにその旨を記載すれば良いこととする。」を追加

③その他、全体的な字句の訂正等

以上